

「青森県・八戸市」連携融資制度

八戸市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補助を行います。

各補助制度にて、共通する要件は次のとおりです。

- ・ 中小企業者であり、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては原則として市内に本店登記をしている者
- ・ 市税の滞納がない者

◆1. 空き店舗で開業する

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた方のうち、市内に主たる事業所を有している方。八戸商店街連盟に属している商店会等の区域内の空き店舗(※)で開業する事業に要する資金であること。(市の認定が必要)
※かつて小売業者等の店舗であったが、空き家・空き地等となってから3か月以上経過しているものが対象。
- ◎補助対象融資額 1億円以内
- ◎補助対象期間 運転10年以内(据置き2年以内)
設備15年以内(据置き3年以内)
- ◎補助内容 信用保証料総額の7割を補助

◆2. 八戸市内で創業する

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する融資を受けた方のうち、市内に有する事業所が唯一のものである方。市内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業に要する資金であること。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆3. 事業承継のために資金を必要としている

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(14)④に該当する融資を受けた方のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内(据置き1年以内)
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆4. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている

- ◎対象者 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)①に該当する融資を受けた方のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内(運転資金のみ)
- ◎補助対象期間 7年以内(据置き6か月以内)
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆5. 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている

- ◎対象者 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている方で、市内で事業を営んでいる方。セーフティネット保証4号、同5号又は危機関連保証のいずれかの保証を適用した融資であること。
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

お申込みは、取扱金融機関へ

<連携融資制度に関するQ&A>

「1. 空き店舗で開業する方」について

Q1. 融資期間が5年を超える場合でも対象になりますか？

A1. 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）は、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金で定める融資期間（運転資金10年以内、設備資金15年以内）の範囲内で融資を受けた方に対し、信用保証料総額の7割を補助します。

「2. 八戸市内で創業する方」、「3. 事業承継のために資金を必要としている方」について

Q2. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内(*)かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円(*)の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円(*)の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

(*)「八戸市創業支援資金」の借入残高がある方は、当該融資額から当該借入残高を差し引いた額

Q3. 八戸市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が八戸市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

「4. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方」について

Q4. 融資額が2,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A4. 上記Q2と同様の取扱いとなります。

「連携融資制度の利用手続き」について

Q5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫 〕